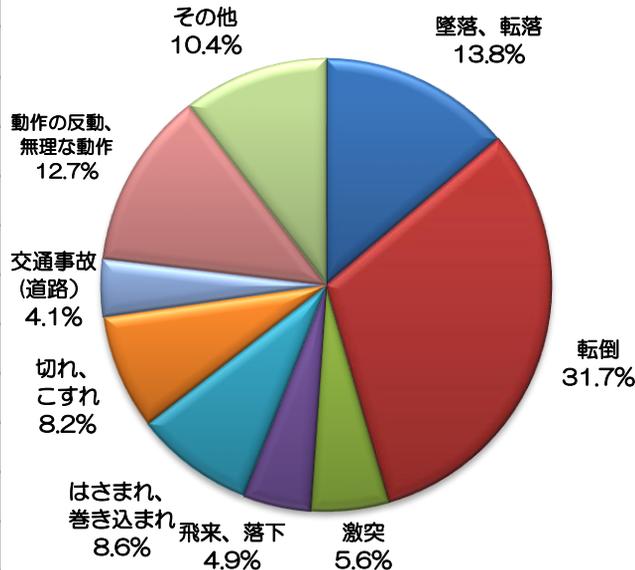




## 平成30年労働災害発生状況について

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成30年12月末		
	平成29年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	294(0)	268(4)	+2	0.8%
製造業	73	74	+8	12.1%
建設業	30	33(3)	+4	13.8%
土木工事業	11	14(1)	+4	40.0%
建築工事業	16	13	-3	-18.8%
その他建設業	3	6(2)	+3	100.0%
陸上貨物運送事業	49	33	-13	-28.3%
林業	8	7(1)	±0	0.0%
小売業	28	21	-5	-19.2%
社会福祉施設	24	35	+18	105.9%

【災害の傾向（事故の型別）】



## 平成30年労働災害発生状況速報 ～ 死亡災害が過去20年間で最多～

平成30年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、12月末の速報値で268人となっており、前年と比べ2人（0.8%）の増加となっており、このうち死亡者数は4人（調査中の事案を除く）となっております。死亡災害については、平成29年はゼロ件を達成したものの、昨年は大幅に増加する結果となり、平成22年の4人に並び過去20年間で最も多くなりました。

### 【平成30年に発生した死亡災害の概要】

発生月 時間帯	事故の型 起因物	業種 労働者数	災害の概要
2月 午前10時頃	墜落、転落 建築物、構築物	電気通信工事業 10～29人	送電線の鉄塔上（高さ約50m）で、金具の設置工事を行っていた作業員が墜落した。
7月 午後4時頃	転倒 車両系建設機械	土木工事業 10～29人	仮置場において、トラックから降ろした庭木剪定の枝葉をトラクター・ショベルで押していたところ、トラクター・ショベルが左側に転倒し、当該トラクター・ショベルのハットガードの支柱と地面の間に運転者が挟まれた。
8月 午前11時頃	崩壊、倒壊 立木等	林業 1～9人	杉林内の伐木・搬出現場において、チェーンソー作業を行っていた作業員が、伐倒方向の逆側に倒れた立木の下敷きになった。
11月 午前9時頃	感電 送配電線等	電気通信工事業 10人～29人	送電線の鉄塔上部（高さ約18m付近）で写真撮影を行っていた作業員が感電した。

### ～ 10年前と比較した災害の傾向（特徴的なもの）～

	平成20年	平成30年	
事故の型別	転倒災害の割合	20.0%	→ 31.7% (11.7ポイント増加)
対策例	転倒災害防止対策を推進しましょう。（4Sの徹底、バリアフリー化、見える化、など）		
年齢別	60歳以上の割合	11.0%	→ 25.4% (14.4ポイント増加)
対策例	高齢労働者に配慮した、作業方法の見直し、職場環境の改善などを行いましょう。		
経年数別	1年未満の割合	16.5%	→ 19.8% (3.3ポイント増加)
対策例	新規採用時、作業の配置転換時など、適切な時期に安全衛生教育を実施しましょう。		

**NEXT** → 死亡災害撲滅に向けた緊急の取り組み

# 死亡災害撲滅に向けた緊急の取り組み(実施状況)

昨年、県内での死亡災害が大幅増加したことから、10月に宮城労働局長から県内の関係団体等あてに「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を行ったところです。

これを受け、当署においては、建設関係団体（建設業労働災害防止協会大崎分会、宮城県建設業協会大崎支部）、林業関係団体（林業・製材業労働災害防止協会、大崎森林組合）と連携し、11月に現場の緊急安全パトロールを実施。

12月には宮城労働基準協会古川支部と連携し、年末年始労働災害防止強化運動の実施と合わせて安全パトロールを実施しました。

これらの取り組みについては、地元紙の大崎タイムスや、建設関連の業界新聞に掲載され、管内の関係事業場に対し周知することができました。

緊急の取り組み期間は終了しましたが、今後も引き続き関係団体と連携し、死亡災害ゼロ、死傷災害の大幅な減少に向けた取り組みを進めてまいりたいと思いますので、引き続き労働災害の防止に向けご協力をお願いします。



【現場を視察する長谷川署長（手前）と吉田支部長（中央）】

## 宮城県の最低賃金《改定のお知らせ》（再掲）

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	30.10.1
	798円	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

右表の業種に該当する事業場で働く労働者には、表記の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。

詳しくは、当署監督課又は宮城労働局賃金室（TEL:022-299-8841）に問い合わせください。



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

宮城県特定 (産業別)最低賃金	最低賃金額 時間額	効力発生日
鉄鋼業	898円	30.12.20
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	841円	30.12.20
自動車小売業	865円	30.12.20

## 積雪・凍結による転倒災害防止対策のポイント～その2～

### ① 滑りにくい履物の徹底

◎ 出退勤時の履物について、滑りにくい（滑り止めのついた）履物や、脱着式の滑り止め具の着用を推奨しましょう。

◎ 敷地内での除雪作業中の転倒災害を防止するために、当該作業時の履物は、滑り止め材入り、ピン・金具付き・溝の深いものなどの滑りにくいものを着用しましょう。

### ② 歩行上の留意点

◎ 上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。

◎ マンホール等の金属製の物の上は積雪で滑りやすいので注意する。

◎ 歩幅を狭くしてゆっくり歩く。など。

### ③ 天候に気を配る

◎ 天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業するよう心がけましょう。



## 二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

**二次健康診断**

**検索**

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112